

東京 e スポーツフェスタ実行委員会設置要綱

制定 令和 6 年 5 月 2 1 日

一部改正 令和 6 年 7 月 1 9 日

一部改正 令和 8 年 3 月 3 1 日

(設置目的)

第 1 e スポーツの競技大会の実施に併せ、e スポーツ関連の都内中小企業等の優れた技術や製品を展示することで、e スポーツの認知度向上及び関連産業の振興を図る東京 e スポーツフェスタ（以下、「フェスタ」という。）を運営するため、東京 e スポーツフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) フェスタの企画に関すること
- (2) フェスタの広報に関すること
- (3) フェスタの実施に関すること
- (4) 実行委員会の運営に関すること

(実行委員会の構成)

第 3 委員は、別表 1 に掲げる者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の者を充てることができる。

- 2 委員長は、東京都産業労働局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、東京都産業労働局商工部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、実行委員会を代表する。
- 5 委員長は、必要に応じて実行委員会の会議を招集し、主宰する。また、必要に応じて、関係団体等に会議への出席を求めることができる。
- 6 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代行する。

(名誉委員長及び特別顧問)

第 4 実行委員会に、名誉委員長及び特別顧問を置く。

- 2 名誉委員長は、東京都知事の職にある者をもって充てる。
- 3 特別顧問は、一般社団法人日本 e スポーツ協会会長、一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長、一般社団法人日本オンラインゲーム協会共同代表理事の職にある者をもって充てる。
- 4 名誉委員長及び特別顧問は、重要な事項について、必要に応じて委員長に対し助言を行うことができる。

(監 事)

第 5 実行委員会に監事を置く。

- 2 監事は、東京都産業労働局総務部計理課長の職にある者をもって充てる。

- 3 監事は、必要に応じて実行委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、実行委員会の一会計年度における収入及び支出の処理が完了した後、実行委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

(任期)

- 第6 委員、監事、名誉委員長及び特別顧問（以下、「委員等」という。）の任期は、第3の規定に基づき委員となった日から委員を退く日又は実行委員会が解散する日までとする。
- 2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(報酬及び旅費)

- 第7 委員等への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合には支給することができる。

(事務局)

- 第8 実行委員会の事務を処理するため、東京都産業労働局商工部内に東京eスポーツフェスタ実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）を置く。
- 2 事務局員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 3 事務局長は、東京都産業労働局商工部長をもって充てる。
 - 4 事務局次長は、東京都産業労働局商工部海外販路開拓担当課長をもって充てる。
 - 5 事務局長は、委員長の命を受け、実行委員会の事務を統括する。

(別機関の設置)

- 第9 実行委員会は、第2に規定した事項について、必要に応じて別機関を設置することができる。なお、設置にあたっては別に定めるものとする。

(事業年度)

- 第10 実行委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。ただし、実行委員会設立年度は、実行委員会を設立した日から当該年度3月31日までとする。

(解散)

- 第11 実行委員会は、その存続の必要性がなくなると認められる場合、委員会の議決を経て解散する。
- 2 実行委員会が解散したときに有する残余財産は、東京都に帰属するものとする。

(事務規程等)

- 第12 実行委員会の事務及び財務等に係る規程については、実行委員会において定めるものとする。

(その他)

第13 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月31日から施行する。

別表 1 (第 3 関係)

東京 e スポーツフェスタ実行委員会 委員

| 職名 | 所属団体・職名 |
|------|------------------------------|
| 委員長 | 東京都産業労働局長 |
| 副委員長 | 東京都産業労働局商工部長 |
| 委員 | 一般社団法人日本 e スポーツ協会理事 |
| 委員 | 一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会事務局長 |
| 委員 | 一般社団法人日本オンラインゲーム協会事務局長 |
| 委員 | その他実行委員会の運営に必要であると委員長が認める者 |

別表 2 (第 8 関係)

東京 e スポーツフェスタ実行委員会事務局

| 役職 | 所属団体・職名 |
|-------|----------------------------------|
| 事務局長 | 東京都産業労働局商工部長 |
| 事務局次長 | 東京都産業労働局商工部海外販路開拓担当課長 |
| 事務局員 | 東京都産業労働局商工部経営支援課課長代理(事業運営担当)ほか職員 |